



Title	南洋群島農業殖民の一類型：自作農經營の成立と其の實態
Author(s)	伊藤, 俊夫
Description	研究
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 8, 143-184
Issue Date	1940-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10679">https://hdl.handle.net/2115/10679</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_p143-184.pdf



# 南洋群島農業植民の一類型

——自作農經營の成立と其の實態——

伊 藤 俊 夫

## 目 次

は し が き

第一節 南洋群島農業植民の沿革と方法

第一項 農業植民の沿革

第二項 農業植民の方法

第二節 南洋群島農業植民地の村落構成

第一項 位置・地勢・地質

第二項 氣候・水利・自然的災害

第三項 交通關係

第四項 村落の沿革

第五項 移住戸數及人口狀態

第六項 自治體の發達と團體的事業

第七項 教育機關

第八項 衛生狀態

第三節 農業植民地の開墾と農業經營

第一項 土地の獲得と開墾狀態

第二項 農業經營の指導機關

第三項 農業經營方式と耕地の利用

第四項 農業資金及び農業獎勵金

第五項 農家經濟と生活狀態

あとがき

## は し が き

熱帯地域に於ける農業生産の方法は、周知の如く植民本國の資本、技術並に經營能力と熱帯植民地の低廉な勞働との結合に基く所謂プランテーションが絶對的に優勢であると言ひうる。この事實は熱帯地域を支配する植民

本國が熱帯を遠く相離れた西歐諸國であるから本國自體の資本と勞働との有機的結合が經濟的に困難であると言ふことを裏書するばかりでなく、西歐人種そのもの、熱帯移住が肉體的に既に困難であつたといふ歴史的特質をも物語るものであると思はれる。されば西歐植民本國自體の農業勞働の移動は殆んど全くその姿を見ないと言つても過言ではないのである。然らば我國民のこれら熱帯地域への移住を觀るに、昭和九年には約三萬四千餘人が南洋各地の熱帯に居住してゐるが、昭和五年度を最高として一進一退の傾向にある。而してこれらの邦人の職業中首位を占めるのは昭和七年の調査では商業の七、三三七人にして有職者數の三五%を占めてゐる。これに反して農業に屬するものは六、四六六人で第二位を占めその割合は三一%である。しかもこの農業者の絶對多數たる六、〇四五人は比律賓及グアム地方に在留するものであり、其他の地方に在留する邦人は寔に寥々たるものである。このやうに比律賓に農業者の集中的に多いのはマニラ麻栽培の發展に基づく特殊の原因によるものであつて其他の地方には農業以外の職業を有するものが相對的に多數を占めてゐるのである。このやうな現實から見ても我國民の熱帯地域に於ける農業植民の可能性といふことは未だ一般的に肯定され難いものであり、しかもこの問題は遅かれ早かれ必然的に嚴密な學問的分析の對象としてとりあげらるべき性質を帯びてゐると言つていい。

わが國の統治を委任せられてゐる南洋群島は、わが國唯一の熱帯地域であるといふ意味から見て、假令その農業適地の面積が極めて狭少であるにしても、熱帯農業生産を行ひ得るといふことに渝りはないのである。この自然的條件の下に國際的乃至は國內的農業生産を發展せしめることは、我が國民經濟内部の需給關係からしてのみならず、世界經濟の一環としての國際的商品生産の需給關係から見ても益々重要である。されば南洋群島の農業生産の消長はわが國の熱帯地域に於ける農業の可能性に對する基礎的條件を形成するものと言ふことが出来る。従つて南洋群島に於ける農業植民は比律賓に於けるマニラ麻栽培の農業植民と共に注目すべき問題であると言はねばならぬ。

扱て南洋群島に於ける農業植民は、これを歴史的に見れば、大規模經營の企業經營によつて行はれたのである。即ち邦人の企業投資としては大正六年に西村一松氏によつてサイパン島に設立された西村製糖所（後に西村拓殖株式會社と改稱）の甘蔗栽培事業を以て嚆矢とする、間もなく同年南洋殖産株式會社の同じくサイパン島に於ける製糖事業が起つた。尤も邦人の企業としては既に前年の大正五年にテニアン島に於て喜多合名會社の椰子栽培事業があつたが、この事業は當初は主として島民によつて行はれたからこゝでは西村拓殖會社を以て端緒を切つたものとしよう。其後この種の企業經營は年を追ふて増加し大正九年三月調査によれば株式會社組織の經營主體を擧ぐるならば、南洋貿易株式會社（甘蔗・椰子・マニラ麻）東洋製糖株式會社（甘蔗）南洋産業株式會社（椰子・煙草・ココア）圖南株式會社（椰子）南洋拓殖工業株式會社（カラオ麻）南洋纖維工業株式會社（カラオ麻・棉花）などがある。これらの會社組織の企業經營はその多くは花々しい創業にも拘はらず業半ばにして失敗したものが尠くない。現在この種の企業經營の典型的なるものとして最も注目すべきものは南洋興發株式會社の甘蔗栽培事業を擧げることが出来る。これに次いで國策會社として成立した南洋拓殖株式會社の鳳梨事業がある。最近に於ては國內の輸入防退によつて種々なる企業經營がタピオカ澱粉・トバ・珈琲・カカオ・棉花等の生産を目的として出現してゐる。今その主なるものを表示すれば次の如くである。

南洋群島の農業企業經營 (\*印は農業植民を行はぬ)

會社名	栽培事業	主なる事業地	公稱資本金	事業開始年次	推定開墾面積
南洋開發株式會社	甘蔗	サイパン・テニアン・ロタ・ポナペ	四、〇〇〇萬圓	大正十年	一萬五千町
南洋拓殖株式會社	鳳梨	バラオ本島・ポナペ・ヤツア	二、〇〇〇萬圓	昭和十一年	—
南洋タピオカ澱粉合資會社	キヤツサバ	サイパン	五〇萬圓	昭和七年	七五〇町
大橋澱粉製造所(個人經營)	ト	ポ	—	昭和九年	三三〇町
南洋拓殖株式會社*	バナ	ナ	三〇萬圓	昭和十一年	—

南洋群島農業植民の一類型

豊南産業株式會社*	キヤツサバ	五〇萬圓	昭和十三年	一八〇町
南洋コーヒー株式會社	珈琲	大正十五年		二五〇町
太平洋商店	パイヤ			
	サイバン			
	パラオ本島			

右に述べた大規模經營は、その農業生産過程に於て、農業労働者としての邦人移民を雇傭するか或ひは小作者としての邦人移民を雇傭するか乃至は獨立自作農としての邦人移民と原料買収關係に立つかの相違は存在するにせよ、その本質に於ては資本主義的企業形態であることを特色としてゐる。たゞその經營主體が國內資本であるといふ意味でプランテーション方式とは稱し難いが、その點を除外すれば生産關係の基本的經過に於てプランテーション方式と毫も異らないのである。

かくの如き大規模企業經營とその本質に於て全く別箇の範疇に屬するものは、自由獨立の自作農經營である。この種の自作農經營はその成立が極めて新らしいばかりでなく、それが南洋廳の組織的計畫的な植民地開發といふ農業政策の方針の下に創設されるに至つたものである。しかもこれらの自作農經營は原住島民農業と何等相対することがない許りでなく、既存の大規模企業とも競争することなく、寧ろそれらの諸企業と相協力して熱帯農業の開發に努力しつゝあるのである。以下の論述に於て、私はかくの如き自作農經營の成立が如何にして行はれその現状は如何であるかを聊か述べて見度いと思ふのである。故に前述せる大規模企業經營<sup>3)</sup>に就いては別の機會にこれを論ずることにして茲では自作農經營とそれが交渉する關聯に於てのみ若干之に論及するに止めざるを得なす。

## 第一節 南洋群島農業植民の沿革と方法

### 第一項 農業植民の沿革

南洋廳は南洋群島中人口が比較的稀薄にして未開荒蕪の土地の多い地方に、大正十三年から昭和三年迄の五年

3) 典型的なる蔗園の栽植式企業としての南洋開發株式會社の研究としては根岸勉治氏の近著栽植企業方式論の第八章栽植企業製糖株式會社と其の植民的意義をあげることが出来る。同書 281頁以下。

の施設等に關しては別に植民地の現状を述べる際にこれに論及することにしやう。

南洋廳に於ける植民地の移住許可方針は自作農經營を創設し之によつて熱帯農業確立の基礎をつくるのであるから、その移住者に對する資格と條件は比較的嚴重である。先づ一般的資格條件としては次の六項目をあげるこ  
とができる。即ち

(一) 農業に經驗ある滿二十歳以上五十五歳未滿の男子にして妻帶者たること。  
(二) 移住後植民地に永住の意志鞏固にして自作農たる決心を以て困苦に堪へ得る者たること。  
(三) 出願人は官の指定する期間内(許可の日より六ヶ月以内)に家族全部を移住せしめ得る者たること但し官に於て已むを得ざる事由に依り全部の家族を移住せしめ得ざる者と認めたる場合は此の限りにあらず。

(四) 身元確實にして成業の見込ある者たること。

(五) 渡航費の外約一ヶ年分の生活費及耕作資金として移住者二人の場合は二五〇圓以上、三人の場合は三〇〇圓以上、四人の場合は三五〇圓以上、五人以上の場合は増加一人に付一〇〇圓以上を現金又は郵便貯金にて携帶し得る者たること。

(六) 身體強壯にして他人に嫌忌せらるべき疾患なき者たること。

大正十三年初めて植民地區劃選定をなして自作農を招徠した場合にも大體右の條件にあつたが、資金千圓以上を必要とする點や犯罪者ならざることを必要としたが、昭和十一年の改正で右の如く緩和されたのである。

これらの移住出願者の範域に就いても矢張り南洋廳に一定の方針がある。例へば(一)群島内の居住者に就いては群島内所在會社に於て招致したる移民は原則として移住を許可しない。但し會社の業務狀態及び移民の生活狀態を精査して已むを得ざる事由ありと認められた場合には移住が許される。これは所謂企業的大經營との摩擦を避

けんとする主旨と解されるが、又かゝる企業經營内部の構成分子としての農業移民と南洋廳自體の自作農移民とが農業問題の重要なポイントとして比較商量せらるゝ可能性の存在することを示すものとも解せられる。其他の群島内の居住者に對しては所定の資格に合致する者は調査の上特に許可されることが出来るが、實際に許可されたものはないやうである。

(二)次に所謂外地の居住者に對しては、その移住者は南洋群島への移住は許されない。しかし移住の條件を遂行したものはこの限りでない。又外地の一般居住者は所定の有資格者たる場合には移住を許可される。後述する如く朝鮮樺太よりの移住が許されてゐるが、臺灣からの移住は今の處存在しない。(三)現在最も多いのは矢張り内地居住者の移住であつて所定の資格を有するものは許可されるのであるが、北海道廳の許可移民に限つて、その義務を遂行したものを大體許可するのであつて、この場合には右の義務遂行の有無に關する所轄支廳長の證明、北海道移住後の經營狀況、轉住の理由等を提出することになつてゐることが注目せられる。植民地の移住者はいづれの地域より出願するを問はず、願書は出願せる植民地の所轄支廳へ提出するのであるが、實際願書には戸籍謄本、身元證明書、經歷書、資産調査書、健康診斷書、移住調査等を添附することになつてゐる。

南洋廳はこれらの植民地移住者の募集に對しては別に積極的の施設を行つてゐないのであつて、移住者は自己の個人的關係から新しい移住者を勧誘するといふ現状である。これは收容する移民の數が、企業經營の如く多くない爲めである。又入植許可移住者に對する移住前の保護方法に就いても南洋廳の施設は極めて乏しく、移住費補助金の如きものは全然存在しない。僅かに渡航費の割引がある。即ち船客三等運賃の五割引とその引越荷物の三割引を行つてゐるにすぎぬ。群島の植民地開發をより速かに行ふ爲めには移住後の施設も然りであるが、先づ何よりもこの移住前の經濟的保護を行ふことが必要であることを痛感せざるをえない。

間に植民區劃地を選定し、之を五町歩（六〇間—二五〇間）に小區劃して農家一戸を入地せしめ熱帯農業の開發に従事せしめることにし、昭和元年初めてガルミスカン植民地に八戸の入地を見たのである。當初の植民區劃狀況は第一表に示す如くバラオ本島・ポナベ島に亘り一、八六三町歩の區劃面積であつたが、昭和十年南洋群島開發調査委員會の答申に基いて、その植民方策及農林業開發方策が樹立せられ同年以後十ヶ年間の相當の大規模な拓殖計畫は將來約七千町歩の土地に一四〇〇戸の邦人移民を入植せしめることになり、俄かに移住戸數も増加したので、昭和十二年にはバラオ本島に於て各植民地の隣接地を區劃して總計一、五二六町歩に擴張することになつた。しかし乍ら近年更にこの移住者増加の傾向は繼續するので、次の如く新設植民地の區劃を計畫したのである。これによれば、新設植民地は五箇所で既設植民地の擴張を併せて三千町餘歩の面積に亘つてゐる。

第一表 植民區劃狀況

選定地	選定年月	區劃面積	增區劃年月	增區劃面積	總區劃面積
バラオ島 アイライ	自大正十三年三月 至大正十四年三月	一三二町	昭和十二年四月	二二七町	三五九町
同 ガルミスカン	自大正十五年十一月 至昭和二年六月	三四九町	昭和十二年三月	二六六町	六一五町
同 ガルドツク	自大正十四年七月 至昭和二年二月	五七九町	昭和十二年四月	一七〇町	七四九町
ポナベ島 パルキール	自昭和三年五月 至昭和三年六月	八〇三町	—	—	八〇三町
計		一、八六三町		六六三町	二、五二六町

備考 本表は南洋廳拓殖部農林課、植民地移民狀況調査、昭和十二年十月による。

第二表 新設植民地域及面積

支廳別	植民地名	新設		設定年次
		面積	收容見込戸數	
バラオ	タバオニン	三〇〇町	六〇戸	昭和十二年度

同	オバドール	一、二〇〇	二四〇戸	昭和十二年度同十三年度
同	アイミヨン	六三〇	一二六戸	同 十五年度
同	オギワル	四〇〇	八〇戸	同
ボ	バルキール	一〇〇〇	二〇戸	昭和十四年度既設植民地隣接地を區劃擴張す
ナ	パールラン	五〇〇	一〇〇戸	昭和十四年度
計		三、一三〇	六二六戸	

備考 本表は前掲第一表と同一の資料による。

このやうに植民地の選定がパラオ及びボナペに限られてゐるのはその自然的經濟的條件に基くことが多い。即ち群島内の各島嶼はその面積狭少にして最も大きいボナペ島にしてもその面積は僅かに三七五方呎に過ぎないのであつてパラオ島・ヤツブ島・サイパン島・テニアン島が之に次ぐ。しかし乍らサイパン及テニアンの兩島は既に南洋興發株式會社によつて殆んど開發しつくされてゐるから、爾餘の諸島のみが植民地選定の對象となつたものであり、これらの諸島は目下土地利用基本調査を實施中であるから、この調査が完了する場合には植民地選定事業は略その目的を達することが出来るであらうと考へられる。而してこれらの植民地選定に當つては選定される土地は相當の可耕地を包含するといふものゝ前述せる如く各島の面積狭少にして其の地形も頗る變化に富んでゐるから北海道・臺灣・樺太の如き廣大なる平坦地を有するものとは全くその趣を異にしてゐる。従つて整然たる區劃地を集團的に設定することは困難であつて、地形土質周囲の事情等諸條件によつて實地に適した區劃方法を採らざるを得ないのである。尙前述せるパラオ及びボナペ兩島の植民地の沿革については之を後述するところにゆづることにして次にこれらの植民地の移住は如何にして行はれてゐるかを述べよう。

## 第二項 植民の方法

植民地の土地に關する沿革は前節に於て述べたから茲には植民の方法に就いて述べることにする。但し移住後

## 第二節 南洋群島農業植民地の村落構成

### 第一項 位置・地勢・地質

南洋群島農業植民地の分布状態はパラオ本島に三ヶ所、ボナペ島に一ヶ所である。パラオ本島の植民地はアイライ・ガルミスカン・ガルドツクを構成してゐるが、いづれも昨年八月より夫々瑞穂村、朝日村、清水村と改稱されたのである。このうち瑞穂村は南洋廳の存在するコロル島に最も近くアイライ村の西部ベツタントアルにある。朝日村はパラオ本島の西海岸に面するアルモノグイ村の略中央に位し、ガルミスカン川の流域に沿ふてゐる。清水村は朝日村とは反對にパラオ本島の東海岸に面するカイシヤル村の北部を占め更にその一部はマルキョク村の南部をも占めてゐる。

これらの三植民地はいづれも海岸より數軒離れた小川の流域にあるけれども、その地勢は概ね平坦とは稱し難く、寧ろ緩斜傾地が多く、中には朝日村の一部の如く甚しい急傾斜地も尠くない。又これらの植民地内には山岳と稱すべき高い山もなく、且つ密林地帯も餘り存しないが荒蕪地や濕地の如きものが處々に見られるやうである。その地質は安山岩系のものであつて、表土は淺く赤褐色を帯びてゐる。

他の一つの即ちボナペ島のバルキール植民地は、ボナペ支廳の所在地コロニヤ市街より約八軒餘南方にある。その地勢は相當高いけれども臺地を形成してゐる處もあつて、群島植民地のうちでは一番廣々とした植民地らしい氣分を興へてくれるやうである。しかしこの植民地の周圍には常に密雲がその山嶺を覆ふてゐる高山密林が多く、規則的に毎日驟雨スコールが降るといふことである。この植民地も矢張り昨年八月春來村と改稱されるに至つてゐる。地質はパラオ本島と異なり玄武岩系のものであるが表土は黄黑色を帯びたところもあり赤褐色を帯びたところもあるが、地味は恐らくパラオ本島の植民地よりも肥沃であるやうに思はれる。

## 第二項 氣候・水利・自然的災害

パラオ植民地もボナベ植民地も共に純熱帯圏にあり且つ純粹の海洋的氣象を呈する。その平均気温は殆んど差なく二十六度餘で、且つ一年を通じての季節的變化に乏しいが、パラオの方がいく分ボナベより高い。即ち一年のうち八、九月頃からボナベでは気温が下つて十二月に再び上昇するが、パラオでは寧ろやゝ上昇する傾向があるやうである。かくの如く年平均気温及び月別平均気温の相等しい兩植民地では農業生産の條件は気温以外の氣象條件即ち降水量及び日照時間の多少並にその分布状態に支配されるところが多いのである。

パラオでは昭和元年より昭和十年迄の平均降水量は三、九五・二八耗で二月より四月に至る三ヶ月間は雨量少く、その間の月別降水量は一七〇—二四七耗にして乾燥期と稱するよりも寡雨期と稱するに相應しい。これに對して、ボナベは群島中最も降水量が多く、寡雨期たる二、三月に於てその月別降水量は二七〇耗乃至二九〇耗に及び年降水量は四、八七四・〇耗といふ驚くべき數字を示してゐる。降水日數から見ても同様な現象が見られるのであつて、昭和六年以降五ヶ年平均降水日數はパラオでは二八二日であるのに對してボナベでは三一三日に及んでゐる。しかるに年日照時間はパラオの二、二八〇時間に對し、ボナベは二、〇〇一時間に對して、月別最高日照時間もパラオの三月及四月の二二〇時間—二三〇時間に對しボナベの夫は七月及八月の一九〇時間—二〇〇時間である。又最低日照時間にパラオの七月の一五七時間に對し、ボナベでは十二月の一四〇時間となつてゐる。

次に風力について見るに四月より十一月までは南東風が多く、十一月より四月頃迄は北東季節風が多く、パラオ・ボナベ兩島とも風力には大差なく所謂颶風などもその發生地ではあるがその搖籃時代に屬するため暴風雨になることが稀であつた。しかし一度この種の暴風雨が襲來すれば島嶼は悉く狭少であるから全島の被害は甚しいのであつて、西曆一九〇五年即ち明治三八年のボナベの大暴風雨はその被害最も甚しく同島の椰子樹は殆んど四分の三は倒潰したが人畜の死傷は比較的少なかつた。<sup>1)</sup>パラオ島でも昭和二年の暴風雨は相當の被害を與へたの

1) ボナベ支廳管内概要 昭和十二年十二月

であるが既往の被害回数から言へばパラオの二回に對してボナペの六回を數へることが出來、パラオ植民地はボナペ植民地に比して自然的災害は少いと言ふことが出來やう。

パラオ及びボナペとも群島中水利關係は比較的惠まれたところであつて、特にボナペの如きは水田に灌漑することも可能であるが、その水質は餘り良好でなく、水量も豊富とは言ひ難い。従つて自家用の飲料水は概ね之を天水に仰がねばならないのである。

### 第三項 交通關係

パラオ植民地のうちで、アイライ即ち瑞穗村は南洋廳の在るコロル島に最も近く、發動機船によつて四、五〇分にて達することが出来る。昭和六年からは南洋廳の命令航路として小型發動機船（五噸時速六哩）が毎日二回往復するやうになつてからは交通關係は極めて良くなつた。植民地内の道路は幅員三米の道路が南北に八七六二米縦貫してをり、隣村アイミリーキとの接續道路も昭和六年に設けられた。尙昭和十二年には植民地の有志よりなる便利組合といふ農産物の搬出事業組合に對して八〇〇圓の補助金を與へて發動機船一雙を建造して生産物の搬出に當らせたのである。今瑞穗村とコロル間の運賃を示せば次の如くである。

野 菜 類	五貫迄	四錢	雜 貨	一 個	五錢	酒	一 箱	一〇錢
バ ス ケ	十貫迄	七錢	味 噌 及 醬 油	一 個	一〇錢	曳 船	一 隻	七〇錢
石 油 箱	一 個	一〇錢	鳳 梨	十貫迄	一五錢	白 米	一 俵	一五錢
肥 料	一 俵	一〇錢						

次にガルミスカン即ち朝日村植民地はガルミスカン川の流域にありコロルよりはガスパン灣を経てガルミスカン川を遡航するのを普通とする。この川の浚渫工事は昭和八年に行はれ、現在では瑞穗村と同じく命令航路となつてゐて年二五〇回以上就航することになつてゐる。植民地内の道路は昭和三年並に昭和十年に約二三八米

新設され、隣村又は他部落との交通はアイミョン村との間に二六六六米、アルモノグイ村アルマテン部落との間に延長六〇〇〇米の道路があり、パラオ植民地のうちで最も交通の便に富んでると言はれてゐる。コロールよりの運賃はやゝ高く白米一俵が二〇錢となつてゐるが、所要時間（約四時間）に比較すれば瑞穂村の場合よりも低廉であると考へられる。

ガルドツク植民地のコロールとの交通は初めはカインシャル波止場によつてゐたが、固り不定期であつた。定期船の交通は昭和九年からでそれもガラガソー波止場に着いたのであるが昭和十年ガルドツク川の浚渫工事によつてこの川を遡航してガルドツク植民地に入ることが出来るやうになり、同時に命令航路となつて南洋廳より毎年航路補助金を交付され、年二二〇回以上就航することになつて漸く交通の便が開けたのである。ガルドツク植民地内の幹線道路は昭和八年及び同九年にガラガソーとの連絡距離二二六二米が完成されたのを端緒としそれ迄は鳩道と稱する尺内外の自然路があるのみであつた。越えて昭和十年にはガルドツク川の本流に沿つてこの植民地を縦貫する三五〇〇米の道路が敷設され、ガルドツクコロール間の定期船と聯絡することが出来るやうになり、昭和十二年にはその延長幹支線併せて約二千米余が敷設された。これによつて植民地内の交通の動脈は完成されたのであるが、他の植民地と同様に、支線道路の敷設はまだまだ完全なるものとは謂ひ得ないのである。又カインシャル部落との道路八七六二米は既に昭和七、八年に完成された。又隣村との交通路はアイライとは島民道路があるに過ぎず、マルキョク、ガルミスカンとの接續道路も原始的道路の域を脱せず自轉車の利用が不可能である。

パラオ植民地の交通關係は大體以上の如くであるが、ボナペ植民地の交通關係は之を詳かにしないが、ボナペ支廳所在地コロニヤとの連絡道路が唯一の幹線道路で昭和十一年その途中の急勾配を改修して以來リヤカー、牛馬等の交通が可能となつたものであるが、降雨の多い爲めに破損が甚しく、自動車は雨期ならざる場合にも容易ではないのである。さればボナペ植民地の交通はパラオの夫に比すれば遙かに發達する程度が遅れてゐると

想像される。加之、パラオは横濱より少く共約十二日はかゝるのに反して、ポナベは横濱より少く共約十四日は必要であり且つ航海數がパラオよりも少いのであるから、植民地への移民の招徠には一層困難を免がれないと言へよう。

これらの四植民地には遞信事務を取扱ふべき機關の存在してゐないことは寔に遺憾である。即ちこれらの植民地には郵便局がないから、パラオ植民地の場合には定期船に托して受送されるから、場合によつては内地からの電報が十日後に始めて落手したといふ挿話さへある。ポナベ植民地は比較的郵便局に近いけれども、配達が行はれないから同様に多大の不便が免れないのである。植民地人口の増加に伴つて郵便物も増加するのであるから、これらの植民地には可及的速やかに遞信事務の整備が必要であると思ふ。

#### 第四項 村落の沿革

植民地村落の沿革は各植民地によつて相異なるから左に簡単にその要點を略述しやう。

南洋廳が植民區畫地を設定して最も早く移住したのはガルミスカン即ち朝日村である。即ち大正十五年北海道より六戸、宮城縣・神奈川縣より各一戸計八戸の入植者があつたが昭和三年五月の大暴風雨によつて收穫皆無となり再起の見込なきもの四戸は直ちに他に轉出し、残り四戸は初志を貫徹すべく踏み止まつたが殆んど其の日の生活にも窮する状態であつたからガルミスカン川の浚渫工事を請負はしめて多少の収入の道を講ぜしめ、數ヶ月後に辛じて蔬菜の收穫を得たが、消費地たるコロルへの出荷は海路交通の不便(月僅かに三回)なりしたため島民用カヌーに托する結果、迅速を欠き従つて品質の低下を來し經濟的に採算が絶望と看做された。其後移住するものがあつたが何れも開墾着手に至らず他に退去し、昭和五年には一時移住者皆無といふ悲惨な状態に陥つたが、同年二戸、昭和七年にも二戸入植し、昭和十二年末には九九戸を數へるに至つたのである。

朝日村に次いで植民地移住の行はれたのは瑞穂村であつて、當初の區劃地面積は一三二町で移住者二三戸を入

植せしめる豫定であつたが、昭和三年初めて南洋廳産業試驗場の傭人四名を選んで入地せしめたのである。これらの移住者は農業經營資料を提供することが目的であつたから特別の補助金を與へて定着せしめたが昭和八年及び昭和十一年に三戸轉出し現在では一戸しか残つてゐないのである。其後年々移住戸數が増加して昭和十二年末には六一戸を數へ移住者收容の限界に達しつゝあるといつても差支へない。

ガルドツク即ち清水村の植民地移住は右の二植民地に比べると遙かに遅く、昭和八年北海道を始め十四縣の移住者二九戸を以て嚆矢とするのである。北海道よりの移住は、昭和六、七年と連續せる冷害に遭遇せる根室國標津村及別海村の農家であつた。これらの移住者の來住當時は一戸も家屋がなかつたから家族は全部カイシヤル村の島民アバイに寄遇して假住宅の建築を急いだと言ふことであり、交通不便の爲め農作物の販路に窮し或は食料品の缺乏に苦しんだこともあつたと言はれてゐる。

ポナペの植民地春來村の區劃地一帯は往時島民の居住するもの多く農耕に従事したあとがあると言はれ惡疫の流行によつて死亡又は他に移住したものと言はれてゐるが、その真相は判然としない。現在この植民地附近には島民の居住するものがない。この植民地の區劃は既に昭和三年八〇三町に一六〇戸の移民を收容するやうに選定されたが、移民の招徠には積極的施設を講じなかつたから、移住者の定着したのは昭和七年であつて、最初の移民の中には北海道よりの移民も存在してゐたことはパラオの二植民地の場合と同様に興味ある現象であつたと考へられる。其後逐年來住者が増加して昭和十三年九月末調査によれば六五戸の移住者がある。春來村の植民地は交通關係等によつてパラオ植民地よりはその發展が遅れてゐるのは、一考を煩はさねばならぬところであつて、より積極的施設を講ずべき餘地の存することは言ふを俟たないであらう。

#### 第五項 移住戸數及人口狀態

南洋群島に於ける農業植民地の移住戸數は次に示す如く總計二九八戸にしてこれを收容見込戸數四二八戸に比

すれば約七〇%に當り、尙約三〇%の收容力がある。しかし乍ら各植民地の實状を見るに、その收容力には大きな相違がある。即ちボナペの春來村最も收容力大きく、パラオの清水村それに次ぎ、朝日村及び瑞穂村は收容力小さく飽和状態に近い。今これらの移住戸數と入植戸數とを對照すれば、入植戸數三七戸に對し移住戸數の現在戸數は約八〇%にして入植後何かの理由に基いて退去せる戸數は約二〇%に上るのであつてこの割合は決して等閉視すべきものでなく熱帯植民問題研究上仔細に檢討すべきものである。この點の分析は之を十分に統計的に明かになし得ないが、私の調査の範圍では本人並に家族の疾病に基くもの最も多く、資金の不足・轉業・家事の都合等によるものがそれに次いで多いやうである。

第三表 植民地移住戸數 (昭和十二年十月一日現在)

植民地名	許可戸數	入植戸數	現在戸數	收容見込戸數	現在戸數の入植戸數に對する比率%
瑞穂村	六六	六四	六〇	六四	九三%
朝日村	一四七	一一九	九四	一〇一	七八%
清水村	一一五	九〇	八二	一〇三	九一%
春來村	一四三	九八	六二	一六〇	六三%
計	四七一	三七一	二九八	四二八	八〇%

備考 本表は第一表と同一の資料による。

次に各植民地別に移住戸數及びその人口状態を示すことにしやう。

第四表 I 瑞穂村移住戸數並人口状態

年次	許可戸數	入植戸數	現在戸數	入植人口	現在人口
昭和三年	四	四	一	一三	三

第四表 II 朝日村移住戸數並人口狀態

昭和 元 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十二 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	年 度	許 可 戸 數	入 植 戸 數	現 在 戸 數	入 植 人 口	現 在 人 口
計						
十二 年		六 九	六 四	六 〇	二 九 三	二 七 七
十一 年		一 四	一 四	一 四	六 七	六 七
十 年		一 五	一 四	一 四	七 九	七 九
九 年		八 五	八 五	八 五	三 七	三 七
八 年		五 五	五 五	五 五	二 四	二 四
七 年		七 七	六 六	六 五	二 一	二 一
六 年		六 二	六 二	六 二	二 三	二 三
五 年		二 一	二 一	二 一	二 七	一 七
四 年		二 二	二 二	二 二	二 三	一 〇
三 年		一 九	一 六	一 三	一 〇	一 〇
二 年		八 一	六 八	三 一	二 四	一 四
元 年		二 四	二 四	二 四	一 三	一 四

計	一四七	一一九	九四	五九四	五〇七
---	-----	-----	----	-----	-----

第四表 清水村移住戸數並人口狀態

年 度	許 可 戸 數	入 植 戸 數	現 在 戸 數	入 植 人 口	現 在 人 口
昭 和 七 年	一	一	一	一	一
昭 和 八 年	四	二	二	一	一
昭 和 九 年	四	一	一	一	一
昭 和 十 年	一	一	一	一	一
昭 和 十 一 年	五	一	一	一	一
昭 和 十 二 年	八	一	一	一	一
計	一五	九〇	八二	四八四	四九九

第四表 春來村移住戸數並人口狀態

年 度	許 可 戸 數	入 植 戸 數	現 在 戸 數	入 植 人 口	現 在 人 口
昭 和 七 年	四	三	一	一	一
昭 和 八 年	二	三	一	一	一
昭 和 九 年	五	三	一	一	一
昭 和 十 年	一	六	一	一	一
昭 和 十 一 年	二	六	一	一	一
昭 和 十 二 年	八	九	一	一	一
計	一四五	九四	六一	四三七	二八九

備考 本表はすべて南洋廳拓殖調農林課、植民地移民状況調書（昭和十二年十月）による、昭和十二年度はいづれも同年十月一日現在の實態を示す。但し春來村のみは十二年未現在にてポナベ支廳春來村植民地の現況（昭和十三年九月調）による。

瑞穂村では右に示す如く入植戸數六四戸のうち現住するもの六〇戸にして四戸しか退去してゐない。従つて移住者の定着率は九三%となつてゐる。これに反して朝日村は二五戸の退去、清水村は八戸の退去によつて定着率は夫々七八%、九一%となつてゐる。而して清水村の退去中には他の植民地へ轉住したものが五戸ある。春來村の植民地はパラオの三植民地に比すればその定着率は遙かに悪く僅に六三%である。この事實に依るもポナペ植民地が土地生産力から見て甚だしい相異がなく寧ろ農作物によつては米作の可能性の如きパラオ植民地より優位と看做さるゝものゝ存在するにも拘はらず農業植民の定着率の低かりしは注目すべき現象であらう。

これらの植民地の現住人口は以上に述べた如くであるが、その家族構成の状態に就いては只僅かに性別人口を知り得るのみで詳しい年齢別人口其他人口動態に關する資料を缺くのは遺憾である。性別人口では男子が女子よりも遙かに多いことが注目される。これらの移住者の本籍地を見るに北は樺太・北海道から南は沖繩に及び移住者を見ざる府縣は京都・千葉・福井・山梨・滋賀・奈良・島根・福岡の一府七縣に過ぎないのである。しかし乍らかく全国各地に分布してゐるとはいつても、その分布状態には一つの特徴があることを看過しえない、即ちこれらの移住者を最も多く送つてゐるのは北海道であつて戸數に於て一二七戸で移住者總戸數の四二%に當り、人口に於ては七三七人で實に移住總人口の四八%に當るのである。北海道に次いで東京府の一五戸、福島縣及和歌山縣の各一四戸などを算へ得るが到底北海道の足元にも及ばないのである。それ故に南洋群島の農業植民は北海道に之を仰いでゐると言つても過言ではないのであり、北海道こそは未だ開拓の半ばにあるとは言ふものゝ新しき移住民のパイオニアを養ふに最も相應しい母胎であることを實證するものと謂はねばならぬ。而してそれは單に寒地農業開拓にとつてのみならず熱帯農業の開拓にとつても他に類を見ない移住民の良き母胎であり又温床でもあると言へやう。

これらの植民地には農業移住者の他に、小學校職員、醫師、農業指導員が居住してゐるが、パラオの朝日村・

清水村及び瑞穂村には其の他に鳳梨工場の設置によつてその従業員の來住を見てゐるが其の数は少い。これらの植民地は漸く村落の構成が出来たばかりであつて、その職業構成も極めて單純であるのを免かれないのである。

第五表 本籍地別戸數並人口調 (昭和十二年十月一日現在)

本籍地	戸數				人口			
	瑞穂朝日	清水	春來	計	男	女	計	計
北海	5	70	23	117	11	20	31	156
青森	1	1	1	3	1	1	2	1
岩手	1	1	1	3	1	1	2	1
宮城	1	1	1	3	1	1	2	1
秋田	1	1	1	3	1	1	2	1
山形	1	1	1	3	1	1	2	1
福島	1	1	1	3	1	1	2	1
茨城	1	1	1	3	1	1	2	1
栃木	1	1	1	3	1	1	2	1
群馬	1	1	1	3	1	1	2	1
埼玉	1	1	1	3	1	1	2	1
東京	1	1	1	3	1	1	2	1
神奈川	1	1	1	3	1	1	2	1
新潟	1	1	1	3	1	1	2	1
富山	1	1	1	3	1	1	2	1
石川	1	1	1	3	1	1	2	1
長野	1	1	1	3	1	1	2	1
岐阜	1	1	1	3	1	1	2	1
静岡	1	1	1	3	1	1	2	1
計	39	737	244	1,380	151	235	386	1,616

南洋群島農業植民の一類型

愛知縣	三重縣	大阪府	兵庫縣	和歌山縣	鳥取縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣	熊川縣	大分縣	宮崎縣	鹿兒島縣	沖繩縣	朝鮮	樺太	計
二二	二二	三	三	九	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九四
三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	八三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六三
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三九八
六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五八
九	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二九九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五九
七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八二二
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二二
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四九
六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三一
四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二七
八	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七二
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七〇
一五	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四九九
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇九
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八二

備考 本表は前掲植民地移民状況調書（昭和十二年十月）に依る。

第六項 自治體の發達と團體的事業

南洋群島の邦人の集團地域には昭和六年廳令を以て部落規定が制定され現在九部落が存在してゐる。この規定に準據するわけではないが各植民地には矢張り自治會と稱するものがあつて植民地の公共事務を處理してゐる。

今この自治體の組織の整備してゐる清水村の場合を述べると、この植民地では入植の翌年即ち昭和九年三月に部落長なるものが公認されて自治體構成の前身となり、廳で同年十月にはパラオ支廳の内示に基き協議を行つた結果同月十四日に自治會が成立したのである。而してこの自治會の役員は會長副會長、出納係（各一名）評議員（八名、内二名は支廳長の推薦）及び組長（當初は四名、現在は八名）より構成されて實質上の植民地の自治を行つてゐる。役員任期は一ケ年で再選を妨げないやうである。

この自治會の事業の主なるものは部落の厚生福祉を圖り官廳との交渉をなして植民地發達の全般的基礎を築くにあるのであつて、役員は全くの無報酬で良く部落の爲めに獻身的努力を盡されてゐるのである。清水村自治會の事業の主なるものを擧ぐれば、道路の修理を隔月第一日曜に行つてゐたり、波止場及荷扱所を經營したり、ロールの町に瑞穂村自治會と共同して共同宿泊所を經營してゐるが、其他農産物の生産販賣等の經濟生活を始める部落の社會生活の全般に亘る事項に就いて自治を行つてゐるのである。他のパラオの二植民地及びボナベの春來村にあつても事情は略同様である<sup>3)</sup>。

次に植民地内の團體的事業としては、未だ特筆すべきものがなく、野菜類の出荷組合の如き申し合せ組合が唯一の經濟團體であるが、もつと法人化した強力な協同組織の設立が要望せられてゐる。このやうな組織は恐らく遠からず實現せられるものと推察されるが、植民地生産物の加工過程が純然たる資本的企業によつて支配されてゐるのを見るならば、この種の生産者の協同組織の成立は決して早きに失することはあり得ないであらうと思ふ。極めて小規模な經濟團體としては所謂無盡講に屬する性質のものゝ存在を認めたところもあるが詳しいことは判明しない。尙各植民地には、青年團、女子青年團、在郷軍人會、小學校保護者會等が既に設立されて、さゝやか

2) 及川淳太郎 南洋群島パラオ島ガルドツク植民地誌概要 昭和十二年八月。

3) 瑞穂村は昭和九年八月、朝日村は同年九月自治會が成立した。

ながら村落構成の一要素をなしてゐるやうに思はれる。

第七項 教育機關

移植民地の最も不便を感じるのは第二世の教育を如何にするかといふ問題である。この點に於て南洋群島は教育的施設に於て甚だ恵まれてゐないのを否定できない。南洋廳には五ヶ年制の中等教育機關すら存在してゐないのである。従つて農業植民地の教育施設も貧弱を免れないことは止むを得ないことであらう。小學校の設置されたのは昭和十一年四月清水村に五八名の兒童を收容したのに始まるのである。これより先、初等教育施設としては春來村にコロニヤ小學校分教場が昭和八年に設置され、翌昭和九年にはパラオの三植民地に、教育囑託所が置かれて教養ある移任者中から適當な人を選んで授業を依頼したのである。清水村の如きは相愛教育所と名づけて官設の囑託所設置以前に小學校設立を企てたのである。其後昭和十二年迄には各植民地とも獨立した官立の小學校を置くことが出来るやうになつたのである。これらの小學校に就學する兒童の修業年限、教科目教科書等は内地小學校のそれと全く同一である。今各學校の職員及び兒童數等を示せば左の如くである。

第六表 植民地小學校現況 (昭和十二年十月末日現在)

學 校 名	設 立 年 月 日	學 級 數	職 員 數	兒 童		計
				男	女	
清水村尋常小學校	昭和十一年四月八日	一	二	四七	四二	八九
春來村〃	同 十二月一日	一	二	二九	二三	五二
瑞穗村〃	昭和十二年四月十六日	一	二	二六	二六	五二
朝日村〃	同	二	三	五七	五四	一一一
計		五	九	一五九	一四五	三〇四

備考 職員數中には各校共囑託一名宛を含む。本表は第五表と同一の資料による。

植民地の初等教育施設は先づ不十分乍ら整備を見たのであるが、これらの植民地の移住者そのものゝ教育程度

がどの程度であるかを一瞥することも無意義のことではないであらう。即ち左表の如くであつて相當の教養ある移住者も發見できるのであつて南洋群島移民が質的に決して劣つてはゐないことを物語るものであると思ふ。

第七表 移住者の教育程度

植民地	以高等學校以上卒業	中等學校卒業	高等學校尋常小學學校卒業	植民地	以高等學校以上卒業	中等學校高等小學學校尋常小學學校卒業
瑞穂村	二	一	二四	來村	一	二二
朝日村	一	三	三七	計	三	七
清水村	一	一	三五			一一八
						一七四

備考 本表は櫻井一雄氏著群島植民地の概況(稿本)による。

第八項 衛生状態

群島の植民地は他の熱帯地に見るが如き悪性の疾病がなく、保健上は極めて安全なところである。各植民地の罹病其他の衛生上の統計は今分明しないが、醫療施設は僅かに朝日村に公醫一名を配置してゐるに過ぎず、他の植民地には未だ醫療機關の設備がないから毎年數回巡廻診察を行ひ巡查駐在所に救急藥品を常備して應急的處置を講じてゐる。されば一旦急病にて往診を乞ふが如き場合には相當多額の醫療費を負担せねばならぬのであつて、パラオ植民地に於ける往診に要する負擔は左に示す如くであつて、これに藥價を加算すれば最低五圓は必要であり、入植後未だ日の浅い移住者にとつては尠なからざる經濟的負擔である。

第八表 植民地往診に關する資料 (單位圓)

瑞穂村	往復船賃	往診料		日當	宿泊料	往診費合計	
	五〇	晝 一・〇〇	夜 二・〇〇	醫官 四・〇〇 醫員 二・五〇	醫官 六・〇〇 醫員 四・〇〇	晝 五・五〇 夜 六・五〇	醫官 四・〇〇 醫員 二・五〇 醫官 二・五〇 醫員 一・〇〇



れば無効である。而して実際には五町歩の土地が貸付され事業成功期間は三年となつてゐるのであるが、昭和十二年六月末日の調査では未だ讓與を正式に受けたものはない。今これらの規定によつて土地を貸付けられ開墾を行へる状態を示せば左の如くである。

第九表 植民地貸付及開墾面積 (昭和十二年六月末日現在)

植民地	許 可		未 許 可		計	開 墾 面 積	開墾面積の貸付面積に對する割合
	可	付	未	許			
瑞穂村	二一三町			一六八町	三八一町	一六九町	四四%
朝日村	一六九町			四一七町	五八六町	三〇一町	五一%
清水村	二〇三町			二四五町	四四八町	一八〇町	四〇%
春來村	一〇九町			一七六町	二八五町	一四四町	五〇%
計	六九四町			一、〇〇六町	一、七〇〇町	七九四町	四六%

備考 一、本年中貸付未許可面積は移住許可せられ目下貸付手續中のものなり。

二、開墾面積中には貸付手續中のものを含む。

三、本表は第一表と同一の資料による。

開墾状態は昭和十二年六月には貸付地の四六%となつてゐるが年を逐ふて進捗してゆくものと想像されるが、常夏の熱帯圏であるのと比較的密林が多いので思つたよりも開墾は困難であるらしい。植民地に密生してゐる樹木には赤檳榔、トーン、タマナ、ブラツキヨース、アブカオ、ウカール、鐵木、太平洋かづら、毒うるし等があるが降雨量の激しい爲めに伐木の焼拂が困難で、場合によつては石油を添加しても焼けつかぬといふことも尠くないのであつて、北海道よりの移住者の語るところによれば北海道の開墾よりも一層困難であるといふ事である。私の實地に見た處では後にも述べる如く、パラオ植民地の朝日村の雨龍澤といふ部落の如きは甚だしい急傾斜地をも開墾して土地を利用してゐるのであるから、その開墾の爲めに要する努力は豫想以上に大きいものであ

ると思ふ。パラオ植民地に比較すればボナベ植民地はそういう急傾斜地が尠く平坦地が多いので開墾も容易であると思はれる。

## 第二項 農業經營の指導機關

群島植民地の農業經營に就いては次項に於てこれを述べることにして、茲では植民地の移住者を指導してゆく機關のことを簡単に述べやう。従來は各植民地には特別の指導機關がなく入植當時にはパラオ及びボナベ支廳から住宅の建設、種子の給付、種苗の配付斡旋等を行ひ作物の栽培に就いては南洋廳の拓殖課（後に農林課）産業試驗場（後に産業研究所）支廳が協力して當つたのであるが農業組織を如何に決定してゆき土地利用の合理化をはかるべきと言ふことについては何等の指導も徹底してゐなかつたと言つても過言ではない。仍て昨昭和十三年より各植民地に専任指導員を駐在せしめて農業經營を中心に移住地の各般の經濟上の指導を行ひ、南洋廳と移住者との間の連絡を有機的ならしめることになつたのである。これらの指導員は中等程度の農學校の卒業生で熱帯農業の智識經驗を具有するものであつてこれが人選の如何は、植民地農業の厚生發展に重大な關係をもつものであることは言ふ迄もない。従つてその待遇も出来るだけ改善することが望ましく又植民地の發展に伴ひ定員を一層増加する必要があることを痛感するものである。そしてこの熱帯農業の良き指導者を養成するが爲めには、特に熱帯産業研究所の規模を擴大することが最も肝要な問題であることを附け加へて置かねばならぬ。

要するにこれらの指導員の植民地農業の指導が各植民地の自然的經濟的諸條件に最も適した合理的な農業組織を決定してゆく基礎とならねばならないのである。この農業組織の決定といふ根本問題が群島植民地農業開發の鍵鑰と稱しても差支へないのであるから、交通状態の不便な植民地には尙更現地指導機關を充實してゆくことが重要であると思ふ。

## 第三項 農業經營方式と耕地の利用

群島植民地は熱帶圈に屬するから、わが内地に於ける如く霜雪の爲に冬季の耕作を妨げられることなく、四季を通じて栽培が可能であるといふ特質をもつてゐる。又高温多雨であることは作物の生育期間を早からしめる反面には、種子の發芽力保有期を短かからしめ、生産物の乾燥貯藏に困難を感じしめるに至ることは言ふ迄もない。

群島植民地に栽培が可能なる熱帶農作物はその種類少しとせず、一年生作物の如き温帯に普遍的なる作物を必ずしも原則とせず、多年性乃至は永年性作物の栽培も尠くないのである。而して護謨の如き重要な永年生作物はわが國が絶對的に必要であるとせられるにも拘はらず群島植民地では殆んど技術的に栽培が困難である、他の永年生作物中珈琲、カカオは比較的よく生育するがその果實の優良品をうるには少くも八年から十二年間を要するものであるから相當の固定資本を必要とするものであるから所謂栽植企業經營に委ねられる、性質のものである。これに反して多年性の作物は比較的資本金に乏しい自作農も栽培なしうるものが多く、その一例をあぐれば甘蔗・アバカ・バナナ・サイザル・鳳梨・トバ・棉の如きものである。而して一年生作物たる穀類・根菜類・蔬菜類等も十分栽培が可能であるが現在の狀態では米及び麥類の如き、主要食用作物の栽培は極めて發達が遅れてをり、後述する如く米の如きは僅かにポナベ植民地に栽培を見るに過ぎないのである。これ水稻の栽培可能地少く、陸稻も螟蟲其他の病害のため栽培を躊躇せるものが多い爲めであるが、その收穫が内地、臺灣等に比して少い爲めである。粟・稗・黍などの雜穀類も栽培可能であるが實際には余り栽培されてゐない。

かくて群島植民地の生産物は大體多年性作物を中心としてをり同時にそれは生産物そのものに從屬する保存貯藏性と連關して收穫後即時に加工を必要とすることによつて商品化されるのである。そしてこの加工といふ商品化の一段階はそれが相當の固定資本を伴ふが故に一般に栽植企業經營形態を有利とするものであるが群島植民地にありては、やゝ趣を異にして、この加工段階は企業形態に委ねられるけれども企業形態に對して生産者は經濟上何等從屬的立場には立たないのを原則としてゐるのである。

2) 鈴木力治 熱帶の農業 大正八年 27頁。  
3) 伊藤兆司 植民地農業 第七章第二節以下參照。

群島植民地の農業經營方式はパラオ植民地とボナベ植民地でやゝ異つた形態をとつてゐるやうに思はれる。即ち前者は鳳梨キヤツサバ併栽式とも言ふべき農業經營方式であり、後者は未だ主要栽培作物の確立に至らず農家は多種類の作物を栽培するのであるからこれを自由栽培式と稱して置かう。今簡単に兩者の經營の内容を説明することにする。

### 一、鳳梨キヤツサバ併栽式

パラオ植民地はマリアナ群島の如く乾雨期の區別が判然しない爲めに甘蔗栽培は妥當でなく、さりとて珈琲・カカオの如き永年生作物は果實の收穫迄に尠なからざる年月を要するので鳳梨及びキヤツサバの如き比較的早く收穫されその栽培技術も前述の珈琲・カカオに比して容易な作物が選擇されたのである。しかし乍ら鳳梨及びキヤツサバの栽培が農業經營方式として完全に確立したといふわけではなく漸くその緒についたといつても過言でない。鳳梨は各植民地とも入植當初から商品としての價値は極めて乏しかつたのであり、これが栽培に對して南洋廳から奨勵作物として奨勵金が下附されるやうになつたけれども積極性をもたなかつたのである。鳳梨栽培が恒久的に可能と看做されるに至つたのは南洋鳳梨株式會社（工場は朝日村）と祭原商店（工場は清水村）とを買收して設立された南拓鳳梨株式會社が出来た昭和十二年五月からであると言ふことが出来る。同會社は資本金二百萬圓で南洋拓殖株式會社の傍系會社であり、工場を朝日村及び清水村に所有してゐたが昭和十三年秋に瑞穂村にも新工場を設立するに至り漸く鳳梨産業確立への段階に到達したのである。これらの鳳梨工場の能力は三十萬ケースと言はれてゐるから、毎年これに要する鳳梨の面積は恐らく八二五町を要すべく五年後に一年の休閑を行ふものとすれば一千町歩を必要とするであらう。これに對し現在の栽培面積は七〇〇町歩に足らないのであるから工場の製造能力を十分に發揮させるには既設植民地以外の新設植民地への植民を必要とするものと考へられる。次に鳳梨の種苗は在來種（パラオ種とも言ふ）が多いが最近臺灣よりスームスカイエン種を移入してゐるの

で將來はこの改良品種によつて在來種が代替されるかも知れないので、さうなれば改良種は顆數が遙に在來種に及ばないから栽培面積を擴張することが必要となるであらう。現在では在來種に就いては栽植本數を反當一二〇〇本を適當としてをり肥料は之を施さないのである。鳳梨は土性を余り問題とせず吸芽の栽植は熱帶農業に無經驗なるものにもよく行ふことが出來、瘠薄なる土地にも無肥料で一定の收穫量をあげうるが、かくては地力の減耗を來すことは賒であるから、群島植民地と雖も合理的な施肥によつて集約度を高めることが必要である。それには自給肥料として家畜を飼養するか或ひは綠肥作物を栽培し綠肥作物には有效な購入肥料を加へ之を鋤込み地力の恢復を計らなければならぬのである。

植民地農家の生産せる鳳梨の果實はすべて上述せる會社に之を販賣する特約關係を結んでゐる。即ちその條件は次要次の如くである。

一、植民地農家は其の生産せる鳳梨生果を全部會社に賣渡すものとする。但し自家用並に規格不合格品はこの限りでない。

二、會社は不可抗力に依る外生果（規格合格品）の引取を拒むことは出來ない。

三、賣買價格及び規格は双方協議の上パラオ支廳長の承認を得て決定する。

四、生果の受渡は植民地内で會社指定する場所に於て之を行ふ。

五、生果買上代金の支拂は毎月一回會社の指定の期日に之を行ふ。

この特約關係の契約は第三者たるパラオ支廳長が之に關與するものであつて、生産者は申し合せ團體ではあるが鳳梨栽培生産組合を組織してこの組合と會社との間で契約がなされてゐる。契約の中心事項である賣買價格が第三者たるパラオ支廳長の承認を得ることになつたのは生産者たる經濟力の乏しい植民地農家を保護するものであつて注目すべき點である。かくして決定される鳳梨の等級及び賣買價格を示せば次の如くである。

鳳梨 賣 買 價 格 (昭和十三年度)

規 格	重 量	賣 買 價 格
一 等 品	四〇〇匁以上	四 錢
二 等 品	二六〇匁以上—四〇〇匁迄	三 錢
三 等 品	二〇〇匁以上—二六〇匁迄	一 錢

右の鳳梨の單位は一箇であつて等外品のみは三箇で一錢で買收されることがある。代金の支拂は翌月五日となつてゐる。等級別の鳳梨の賣買數量は分明しないが朝日村の工場では、一等品二〇%、二等品六五%、三等品一五%となつてゐる。

鳳梨の栽培に比すればキヤツサバの栽培は極めて最近商品化される段階に達したのである。入植當時はキヤツサバは自家用として栽培されてゐたものであるがその栽培技術も普及せず殆んど島民の原始的栽培方法と大差がなかつたのである。清水村の如きは南洋物産會社と特約關係を結んだのであるが、同會社が買收を中止したのでキヤツサバ栽培は餘り歓迎せられなかつたのである。しかるに昭和十三年に至り、南洋拓殖株式會社は豐南産業株式會社を設立し、工場を清水村に設けてキヤツサバの根のルート(切干)を製造することになり初めてパラオ植民地農家はキヤツサバ商品化の時期を迎へたのである。

キヤツサバの商品化によつて植民地農業は鳳梨と共にこゝに二種の重要な農作物を中心とする經營方式を採用するやうになつたのであるが、これらの作物の栽培面積並に自家用作物との關係をいかに爲すべきかに就いては未だ確固たる方針が存せず、家族の大きさ、交通關係等により相異はあるが、經營面積の凡そ七割即ち三町五反を鳳梨並にキヤツサバに充當するものと見られる。又キヤツサバの特約關係を契機としてこれらの工業原料作

物の販賣には個別的な生産組合によらず更に強化された法人組織によるべきものとされ、これが爲めには本年新しく勅令三一四號として五月十三日に發布された南洋群島實業組合令が適用されるものと想像されるが、その施行期日に關する廳令は未だに發表されないから茲に詳しいことを知り得ないのは遺憾である。

今參考の爲めにパラオ植民地に於ける主要作物の作付面積を示せば次の如くであつて、この植民地の經營方式が鳳梨キヤツサバ併栽式たる所以が觀取せられるであらう。

第十表 パラオ植民地主要作物作付面積

作物名	瑞穂村	朝日村	清水村	計	作物名	瑞穂村	朝日村	清水村	計
鳳梨	九〇・二	四八・八	一四三・三	六四二・五	果實	五・一	一三・二	一三・〇	四一・三
キヤツサバ	四三・七	四六・八	一〇七・〇	一九七・五	豆類	〇・三	〇・六	二・五	三・四
蔬菜	九七・三	七三・三	二五・八	二〇六・四	木綿	〇・七	一・〇	一・八	三・五
甘藷	二・四	二・四	二五・九	六六・七	ト	—	一・六	三	三・〇
バナナ	一・〇	一・三	一・一	三・四	計	一七・二	五八・〇	三三・四	一〇八・六

備考 本表はパラオ支廳調査による。

二、自由栽培式

パラオの植民地が鳳梨キヤツサバ併栽式であるのに對して、ポナペは別に主要作物としてあぐべきものがないのである。前述せる南洋拓殖株式會社は春來村の植民地の近くに貸下を受けたる土地に鳳梨工場を設立するといふことで、それが實現すればパラオ植民地と同一の經營方式が出來ると思はれる。しかし乍らポナペ植民地にはデリスの商品化を行ふ企業經營があり、その原料獲得の爲めに春來村植民地農家にその栽培を奨励しつゝあり、其他珈琲・棉花の如きものも有望とされてをり、又水稻の栽培も可能であるから、ポナペ植民地の經營方式はパラオ植民地の如き劃一性をもつことなく、種々の經營方式が並存してゆくのではないかと思はれる。土地の利用

から見てもパラオ植民地の如き傾斜地は少いのであるから栽培される熱帯作物の種類もあまり制限されないであらうと思ふ。ボナベ植民地の経営方式は矢張り商品化されうる熱帯作物を中心とするものであるが、その具體的な問題はその加工段階を支配する企業経営の種類如何によることであつて、それは今茲で豫想することは殆んど不可能である。

今昭和十二年のボナベ植民地に於ける栽培状況を示せば次の如くである。

第十一表 ボナベ植民地農作物栽培状況 (昭和十二年)

種類	栽培面積	收穫高	價額	種類	栽培面積	收穫高	價額
珈琲	七・〇町	五六封度	三三三	甘蔗	二五・〇町	七・〇〇〇	三、三〇〇町
棉花	一三・〇	九六〇貫	三、〇〇〇	其他	一〇・一	〇・〇〇〇	一、〇〇〇
水稻	三三・〇	三三〇石	五、〇〇〇	計	三三・〇	〇・〇〇〇	三、〇〇〇
蔬菜	一六・三	二八、〇〇〇貫	二、四〇〇		一五九・三		四六、〇〇〇

備考 本表はボナベ支廳、春來村植民地の現況(昭和十三年九月)による。

右に依つて明かな様に珈琲の栽培面積が首位を占めてゐるが植栽後日尙淺く未だ十分の收穫を見るに至つてゐない、従つて經濟力のある移住者以外には栽培は容易でない。棉花は雨量が多すぎる爲め適當とは考へられないが、十二月乃至二月の寡雨期に結實するやうにすれば副業的に栽培することは出来るやうである。水稻は二二町歩あるが未だ耕作方法が習熟しない爲めに十分の收穫をあげてゐない。だがボナベ支廳に於ては既に管内食糧の自給自足を目標として將來一七〇町歩に擴張する計劃を樹立して水田經營を奨励し、昭和十一年には約一萬圓を投じて春來村植民地に一五〇町歩に利用しうる灌漑溝を設けた。又熱帯産業研究所のボナベ支所も内地種並に外國種の優良種を蒐集してこの地方に適する品種の育成に努力した結果、臺灣産蓬萊米と印度産品種の人工交配に

よつて大體成育期間百三十日の新品種をつくつたのである。この新品種の反當收量は一・四〇一石と言はれてゐるから二期作を行ふことによつて相當の生産を擧げうることは左程困難ではないのである。さればポナベに於ける水田經營は植民地農家の自給のみならず出來得ればパラオ植民地と共に各島の自給を目標として發達せしめることも可能であらう。

蔬菜類の栽培面積の比較的に大きいのはそれがポナベ支廳所在地たるコロニヤ市街地の邦人居住者の需要に應ずる爲めである。胡瓜の栽培面積が最も大きく、その他は大根・西瓜・茄子・燕菁・南瓜・越瓜等の順序である。

以上で群島植民地の農業經營方式の概要を述べたのであるが、最後に開墾せる耕地面積との關係即ち換言すれば耕地の利用度を見るに栽培面積を耕地面積にて除したる作付率はパラオ植民地に於て一六・六九%、ポナベ植民地に於て一一・〇・五%であることが分つた。この作付率の比率を内地の一三八・七%、臺灣の一五六・〇%と對照すれば寔に興味ある事實を知ることが出来る。ポナベ植民地の耕地利用度の低きは珈琲の如き永年生作物の面積の相對的に多いためであつて多年生乃至一年生作物を主要作物とする限り、一般的に見て群島の植民地は耕地利用度が臺灣よりも高いことが明かであり熱帶農業の色彩を濃厚ならしめてゐることは疑ひない。

群島植民地には家畜家禽の飼養の乏しいのは止むを得ないことであり、臺灣と異り水牛の如き良好なる役畜も存在せず僅かに春來村に二頭之を見るのみである。又輸送の關係から豚の如きものも甚だ尠いのである。しかし乍らこれらの家畜の飼養蕃殖に不適當な土地ではないからその發達は將來に残されてゐると言つていい。

#### 第四項 農業資金及び農業獎勵金

群島農業植民地に於ける自作農家は別に一定の金融機關を有してゐるわけではない。最近南洋拓殖株式會社が不動産擔保に拓殖資金を融通してゐるがその狀況は普遍的ではないらしい。それであるから移住者には移住の條件として約一ヶ年分の生活費及び耕作資金として移住者二人の場合は二五〇圓以上を携帶すべきことを規定して

ゐるのである。しかし乍ら右の半額を耕作資金に充當するものとすればこの條件は恐らく必要なる農業資金の最低限度を示すものであらう。實際に移住農家が農業經營に要する農業資金は幾許であるかを見るに今假に、初年度一町歩の鳳梨園を經營し其他に若干の自家用蔬菜・甘藷類を栽培するものとすれば次の如くである。初年度一町歩の鳳梨園の經營は技術的に見てさして困難ではないのである。

パラオ在來種一町歩所要經費

一、整地	自家勞働によるものとして計算せず		
二、植栽	種苗代	一、二〇〇本	單價 一錢
			金額 一、二〇〇 <sup>円</sup>
三、肥料	綠肥種子代	五斗	單價 三圓
	硫酸加里	六〇貫	單價 五〇錢
			金額 三〇〇〇
四、管理	自家勞働によるものとして計算せず。		
合計			一六五・〇〇

右の計算にして誤りなきものとすれば鳳梨園の合理的經營には少く共一六五圓の農業經營資金が必要である。合理的ならざる粗放的な無肥料耕作では單に種苗代さへあればよいわけである。群島移住者の經濟力が果してどれだけであるかは之を詳にしないが經營資金並に生活費を潤澤に所有してゐるものとは想像し難いし渡航費も大きいのであるから來住當時によく農業經營資金を調達してゆくことは容易ではあるまいと思ふ。従つて之に對し官廳の獎勵金が下附されるのは當然のことである。上述の例ならば鳳梨園の開墾に對し二〇圓、新植に對して四〇圓併せて六〇圓の獎勵金が交付されるのであつて、この金額は鳳梨園經營費の三六%乃至五〇%に當ることになる。

群島植民地に於ける農業經營資金の状態は大體以上の一例を以て一般化してもいゝであらう。ただ鳳梨とは異つて例へばトバ栽培の如きものは特約會社が前貸金を町當一二〇圓融通してポナベ植民地農家にその栽培を獎勵



昭和三年	二〇〇〇〇	八七・七五	—	—	九六四・四六	六〇〇・〇〇	—	一、四〇二・五〇	—	一、四四〇・〇〇	四六六・七三
------	-------	-------	---	---	--------	--------	---	----------	---	----------	--------

備考 本表は南洋羣島農林課の調査による

第五項 農業經濟と生活狀態

群島植民地農家の農業經營は前項に於て述べた如く兩植民地によりて多少その經營方式を異にしてゐるが、その經營の成果は如何であらうか。この點に關しては南洋廳の包括的な實地調査を基礎にして分析したる上原徹三郎教授の克明な研究があり、近く南洋廳より公刊せられるものと思ふから就いて参照されたく從つて私は改めて贅言を費す必要はないであらう。故にこゝには類型的と見らるゝ中位の農家の農家經濟狀態を示すことに止めよう。

第十三表 植民地農家の農家經濟收支狀態

種別	植民地別	瑞穂村		朝日村		清水村		春來村	
		收入		支出		收入		支出	
		農業收入	農業收入	農業支出	農業支出	農業收入	農業收入	農業支出	農業支出
		八五・五八	八五・五八	六〇五・二二	六〇五・二二	三三三・五五	三三三・五五	七三三・六〇	七三三・六〇
		一五・〇〇	一五・〇〇	二・三五	二・三五	五・一〇	五・一〇	八三・六〇	八三・六〇
		八・〇八	八・〇八	—	—	一〇・〇〇	一〇・〇〇	—	—
		四四三・八三	四四三・八三	一三三・二八	一三三・二八	一四・八八	一四・八八	一〇・〇〇	一〇・〇〇
		九三・〇〇	九三・〇〇	一四〇・五〇	一四〇・五〇	八三・七八	八三・七八	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇
		六四四・四八	六四四・四八	八八・三四	八八・三四	五三・三三	五三・三三	一、二九・三〇	一、二九・三〇
		四三三・五九	四三三・五九	七九九・三七	七九九・三七	三三二・一一	三三二・一一	八七六・三三	八七六・三三
		四三三・五九	四三三・五九	七九九・三七	七九九・三七	三三二・一一	三三二・一一	八七六・三三	八七六・三三
		一九一・八九	一九一・八九	八一・九七	八一・九七	一五・一〇	一五・一〇	三四三・九七	三四三・九七

調査農家の世帯人員	移住年月日	賃付面積	開墾面積	作付面積	栽培作物
四人	昭和七年一月十六日	五町五畝	二町三畝	二町三畝	鳳梨・キヤツサバ・ 甘藷・蔬菜
七人	昭和八年十月二十七日	三町八段一畝	三町五段	三町五段	鳳梨・キヤツサバ・ バナナ・蔬菜
四人	昭和八年十二月十四日	三町二段二畝	二町二段	二町	鳳梨・キヤツサバ・ バナナ・パパヤ・蔬菜
六人	昭和七年一月十六日	五町八段一畝	五町五反	五町	珈琲・綿・甘藷・蔬 菜

備考 本表は第一表と同一の資料による。

右の表に依つて明かな如く、パラオ植民地農家の實際作付面積は二町乃至三町程度であつてバナベ植民地農家の五町歩標準面積とは比較にならないのである。従つて總収入もバナベ植民地よりも遙に劣る。收支状態又然りである。パラオ植民地のうちで瑞穂村の事例は農業労働によるよりも農業外の勤勞收入が多い爲めに他の二植民地とは少し趣きを異にしてゐるから決して適切な資料とは看做しがたいのである。パラオ植民地の移住者がその標準面積を經營し、キヤツサバの商品化を十分に行ひうる段階に於てはその農業粗収入は倍加することも可能である。かくの如き段階に於ては群島植民地の自作農經營は栽植企業經營の典型である庶園小作農經營と比較して勝るとも劣らないであらうと思ふ。試みに今庶園小作農のサイパン、テナアン及びロタに於ける農家經濟狀況を示せば次の如くであり、その收支状態は夫々三四五・一七圓、三五二・六八圓となつてゐて前述せるパラオ植民地より遙かに高く、バナベ植民地をも凌駕してゐるやうである。一は發展のほど限界に近づきつゝあり、一は漸く發展の過程に入り始めたるもの、その生産物の價格變動は夫々異つてゐるが故に性急に農家經濟の比較商量はなし難いがその將來には多大の興味があると言へやう。

第十四表 蔗園耕作者收支状況 (昭和十二年度)

入	サイパン				テナアン				ロタ			
	計	其他	副業收入	收穫費	計	其他	副業收入	收穫費	計	其他	副業收入	收穫費
	1,588.56	—	76.26	333.00	1,669.34	—	140.34	316.10	1,070.00	—	140.34	316.10
收												
原料代	1,088.56				1,070.00				960.07			
割増獎勵金	16.84				110.00				49.04			
收穫費	333.00				316.10				274.99			
副業收入	76.26				140.34				274.99			
其他	—				—				—			
出												
家畜農具費									191.35			
勞賃									284.04			
賃借料									308.49			
金利									111.97			
生活費其他									619.56			
計									1,343.41			
差引									345.27			
支												
家畜農具費									191.35			
勞賃									284.04			
賃借料									308.49			
金利									111.97			
生活費其他									619.56			
計									1,343.41			
差引									345.27			
其他												
計									333.00			
其他									333.00			
副業收入									16.84			
收穫費									333.00			
其他									16.84			
計									366.68			
其他												
計									285.29			

備考 本表は南洋羣島の調査に依る。

以上の二表によつて明かなる如く、植民地農家並に蔗園耕作者の生計費は、内地農家の生計費に比すれば遙かに高いことを認めることができる。この數字は内地農家に比してそれだけ生活程度が高いことを意味するものではないのである。却つて生活状態は同一又はそれ以下であるとさへ思はれるのである。それは群島の物價其他が内地に比較して運賃の相違以上に高いといふ事實を考慮に入れるならば少しも不思議とするに足らないのである。このことは植民地農家の現金収入に勞銀が占める相對的位置の重要と照し合はせて、植民地農家の完全なる自作農經營の段階に達せず多分に勞働者の性格を保有しつゝあることを物語るものであり、従つてその生活程度も略々想像するに難くないであらうと思ふ。

あとがき

以上に於て私は南洋群島に於ける自作農經營の成立と其の實態とに關して可なり詳細に之を論述したつもりである。そしてかくの如き經營主體の村落構成の段階が今や漸くその緒についたばかりであることを述べた。これ

らの植民地にはまだまだ未墾地が残つてゐるのであつて、現に開墾中の土地がいたる處にあつて、村落の構成を云々することさへもどうかと思はれるのである。それにも拘はらず植民地には熱帯農業生産發展への意識的な關心が高まりつゝあることを感じたのである。その具體的な表現は技術と經濟との微妙な關聯のうち自然社會的條件に最も相應しい經營方式を成立せしめることとなるであらう。そしてかくの如き一定の經營方式の確立は植民地農業經營を安定に導くことであらう。しかし乍ら熱帯農業生産そのものゝ特質を考へるならばそれが世界の商品生産であることであり、然る限り世界經濟の波動は直ちにこの太平洋の渺たる島嶼にも押し寄せざるを得ないことが明かである。従つて群島植民地農業經營の商品化の限界も自ら存在せざるを得ないのである。かゝる限界内に於て土地、資本、勞働の有機的連繫を高度化することは經濟主體の創意に委ねらるべきものである。

かくの如く群島植民地農業はその出發に於て商品生産であることは、經濟主體そのものゝ經濟力の極めて薄弱なる事情の下では、擴大化された組織を有つことを必要とする。このやうな組織の實現なくして資本主義的商品生産の繼續は殆んど不可能である。殊に群島植民地の農業生産は特約關係を通じて直接資本的企業會社と交渉をもつものである限り、個々の經濟主體の分散は商品生産の統一を妨ぐるものが尠くないのである。かゝる特約關係を公正ならしめる爲めには第三者たる行政官廳の監督の下に眞に生産者を代表する組織の構成が必要であることは言ふを俟たないであらう。

次に群島植民地の農業經營は他に新らしき栽植企業存在せざる限り之れと相尅關係に立たざることが明かである。しかるにパラオ植民地附近には昭和十三年度より南洋拓殖株式會社が自ら農業生産過程に進出する直營の鳳梨園を開墾栽植するに至つた。その方法は内地農業勞働者による直營方法ではあるが、更に小作農家をも入れて鳳梨園を經營せしめるとも言はれてゐる。パラオにはその他カカオ、香料作物等の栽植企業經營があり、ポナベに於ても同様の栽植企業の出願がある。この種の企業が單なる「コロノ」段階を中心とする直營方法に依存せ

す更に社會段階の増加を餘儀なくされる場合に於ては、植民地農業經營との間に複雑な問題を惹起することも想像される。それは單に生産物の價格決定に於ける生産費計算といふが如き純經濟的問題に對して複雑性を與へるだけではない。それは惹いては群島農業社會の社會構成を動搖せしめるのである。即ち栽植企業の小作階級はその資本の蓄積によつて完全なる獨立性を得やうとする段階に達するとそれは栽植企業からの離脱を意味することとなる。かゝる獨立性への道の存在せざる限り農業社會の構成は動搖をつづけ他の職業へと轉換が行はれてゆくことも可能であらう。かくしてこの場合には栽植企業に於ける小作階級と植民地農業の自作階級との間の社會的均衡の問題が重要な農業植民問題とならざるを得ない。かくの如き小作階級が量的に少い場合はそれ程ではないが栽植企業の經營規模が擴大され、コロノ階級や小作階級が量的に多くなればなる程この問題は栽植企業自体にとつても重要な問題となつてゆくであらう。

群島農業植民地の問題に就いては尙多くの語るべきことがあるであらう。例へば官廳の施設や指導等に關し、或ひは財政的援助等に關して政策上要望せざるを得ない點は尠くないであらう。臺灣の母國人植民<sup>5)</sup>の如き政策に比すれば南洋群島の植民の如きは、遙かに恵まれざるもの多きことも否定出來ないであらう。だが私は今その様な觀點から政策上の要望を述べること是一切省略することにしたのである。私は寧ろ農業植民の創意に基く自己活動が餘り人々の眼にとまらない間に堅實にしかもすすくとあの南洋の島々の椰子のやうに伸びてゆくのをひそかに期待したのである。熱帯農業に於ける独自の創意が農業移民そのものなから生れるのを切望したいのである。

それは兎も角、わが戰時經濟の擴大に伴つて南洋群島農業に課せられたる任務も愈々重要となり、熱帯農業生産の部門に於ける商品生産も新しき増産計畫を強制されやうとしてゐる。ガンビール、バルサ、ペツバー、黄麻、タバコ等々の増産獎勵が一は栽植企業への進出の契機となり、一は既存の植民地農業に對する經營方式の攪

5) この點に關しては臺灣總督府、臺灣に於ける母國人農業植民昭和四年、並に臺灣の農業昭和十三年版等を参照せられ度い。

亂の可能性となつて現實化しやうとしつゝある。これらの新らしき經濟動態の展開のもとに群島植民地農業は如何に適應してゆく弾力性をもつであらうかは寔に興味ある問題であらう。かくの如き適應の過程を分析批判することは一に將來に残されたる研究の課題であると言つていい。

附記

本稿を草するに當り現地の方々特に南洋廳長官北島謙次郎氏、同拓殖部長高橋進太郎氏、同農林課技師櫻井一雄氏、南洋拓殖株式會社技師栗野龜藏氏並にボナベ支廳長羽山吉藏氏に厚く感謝の意を表するものである。

(昭和十四年十一月下旬、九州旅行を前にして)

1. 附錄地圖

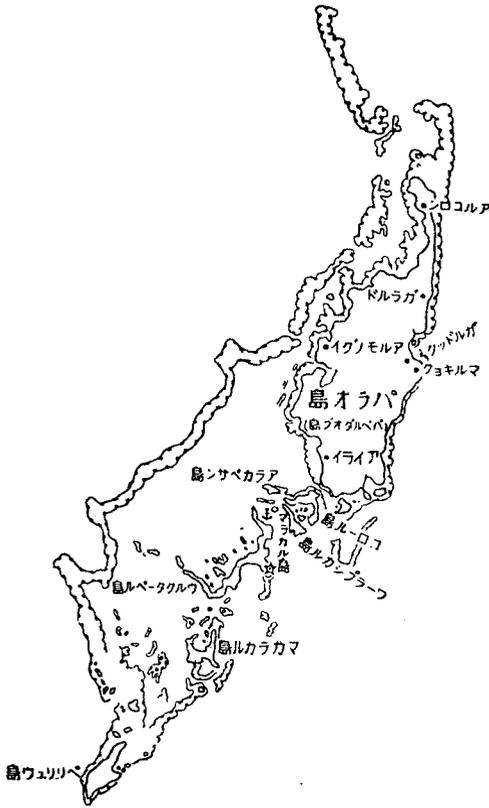
ボナペ島圖



2. 圖地録附

圖島諸オラパ

南洋群島農業植民の一類型



島ルワガンア